

# 危険ブロック塀等の撤去費用を助成します！



## 〇〇危険ブロック塀等とは〇〇

補強コンクリートブロック造または組積造（大谷石、レンガ積など）の塀で倒壊する恐れがあると市長が認めるもので、避難路や通学路などの公共道路に面しているもの。

### ●対象

次の要件をすべて満たす危険ブロック塀等を撤去する事業

- (1) 道路面からの高さが 60 cm を超えるもの
- (2) 販売を目的とする土地にあるものでないこと
- (3) 市による事前相談・現地確認で、危険と判断されたもの
- (4) 市内に営業所などを有する建設業者、解体工事業者が施工するもの  
※塀の一部を残す場合も道路面から 60 cm 以下にする必要があります  
※施工業者は、建設業の許可または解体工事業の登録済の業者に限りです

### ●助成金額

次の金額のうち、低い方の額で、20 万円を限度とする（千円未満切り捨て）

- (1) 危険ブロック塀等の撤去に要する費用の 3 分の 2
- (2) 撤去する危険ブロック塀等の延長に、1 m あたり 17,000 円を乗じた額の 3 分の 2

### ●助成の対象者

危険ブロック塀等の所有者（共有者を含む）

※共有の場合は、申請の際に他の共有者の同意が必要です

### ●申込期間

令和8年6月1日（月）～令和8年11月30日（月）まで

- ・期間内であっても、予算の範囲を超えた場合、受付を終了することがあります
- ・令和9年1月29日（金）までに撤去工事の完了実績報告書提出が必要です

申請の流れは裏面をご参照ください。撤去工事着手前に市への相談が必要です。

【問い合わせ先】 守谷市役所 都市整備部 都市計画課 開発指導グループ

〒302-0198 守谷市大柏 950 番地の 1 TEL:0297-45-1111(内線)245、246

※ 市が行う事務手続き

●申請の流れ

